

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【公開番号】特開2006-238635(P2006-238635A)

【公開日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-035

【出願番号】特願2005-50781(P2005-50781)

【国際特許分類】

<i>H 02M</i>	1/00	(2007.01)
<i>H 02M</i>	1/08	(2006.01)
<i>H 03K</i>	17/08	(2006.01)
<i>H 03K</i>	17/64	(2006.01)
<i>H 03K</i>	17/56	(2006.01)

【F I】

<i>H 02M</i>	1/00	L
<i>H 02M</i>	1/08	A
<i>H 03K</i>	17/08	Z
<i>H 03K</i>	17/64	
<i>H 03K</i>	17/56	Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月20日(2007.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

次いで、IPM3-1, 3-2(総称して、符号3を付す。また、インターフェース回路2-1, 2-2についても総称して符号2を付す。)の構成及び動作について以下に説明するが、これら2個のIPM3-1, 3-2は互いに同様に構成されるために、区別して説明する必要があるエラー信号通信回路16-1, 16-2、IGBTTR1, TR2及び還流ダイオードDi1, Di2を除いた各構成要素の回路に対して同一の符号を付し、主として1つのIPM3の構成及び動作について説明する。図1において、各IPM3は、図1の左側に図示のコントローラ回路10と、図1の右側に図示の電力駆動回路20とから構成され、各回路10, 20の間は、電気的に絶縁するために、フォトカプラ31, 32を介して接続されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

また、IPM3-2のエラー信号通信回路16A-2において、電流源55は電流値 $I_{B_1}$ の直流電流を電流検出器53に出力するとともに、端子T3、ケーブルCA2及び端子T2を介してエラー信号通信回路16A-1の電流検出器44, 46に出力する。また、エラー信号発生回路15からのエラー信号ECがローレベルであるとき、スイッチ52は接点b側に切り換えられる。一方、エラー信号ECがハイレベルであるとき、スイッチ52は接点a側に切り換えられ、電流源51は電流値 $I_{B_2}$ を有する直流電流を電流検出

器 5 3 に出力するとともに、端子 T 3 、ケーブル C A 2 及び端子 T 2 を介してエラー信号通信回路 1 6 A - 1 の電流検出器 4 4 , 4 6 に出力する。電流検出器 5 3 は入力される直流電流値がしきい値  $I_{B12th}$  以上になったとき、通信エラー信号 F B 1 を出力し、エラー信号通信回路 1 6 A - 1 の電流検出器 4 4 は入力される直流電流値がしきい値  $I_{B1zth}$  以上になったとき、通信エラー信号 F A 2 を出力する。さらに、電流検出器 4 6 は端子 T 2 に入力される直流電流値がしきい値  $I_{B1tth}$  以下になったとき、通信エラー信号 F A 3 を出力する。すなわち、例えば、ケーブル C A 2 が断線したとき、端子 T 2 に入力される直流電流値は 0 になるので、電流検出器 4 6 は通信エラー信号 F A 3 を出力する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

〔 図 1 〕

